

対象年齢表示に関する FAQ（よくある質問）

(問1) 年齢表記「才」は、平仮名の「さい」の表記も認められるのか。

(答)

年齢表記では、通例、「歳」又は「才」が使用されてきました。
今回の改定で、識別が容易な「才」を基本とする旨を定めました。
なお、あくまで基本とするものですので、「歳」を使うことも認められます。
同様に、更に識別が容易な「さい」の表記も認められます。

(問2) 包装（パッケージ）の「正面」（店頭で消費者が見る一番大きな面）かどうか、どのような基準で判断するのか。

商品によっては、どれがパッケージ包装の正面か判断が難しいものもある。

また、商品の売り方によっては、パッケージ正面より「天面」（上面）の方が消費者に目につきやすいものがある。

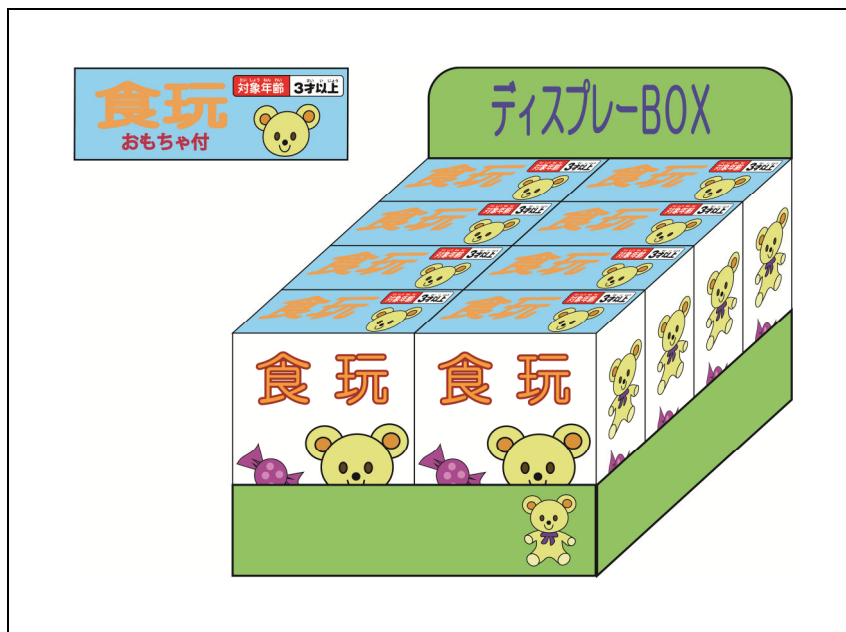
(答)

パッケージ（包装）の正面とは、当該商品を店頭で陳列する際に、最も消費者の目につくよう、消費者の視線に向けるよう設えた面を言います。

そして、その中で一番大きな面が正面となることが通例です。

しかし、商品によっては、小さな面の方が消費者の目につくケースも有り得ます。

この場合は、「一番大きな面（正面）」「最も消費者の目につく面（正面）」の二つの正面がある商品として取り扱うこととし、少なくとも、当該二つの正面の何れかに対象年齢を表示して下さい



※ この例は、包装の「天面」（正面の一つ）に対象年齢を表示している。

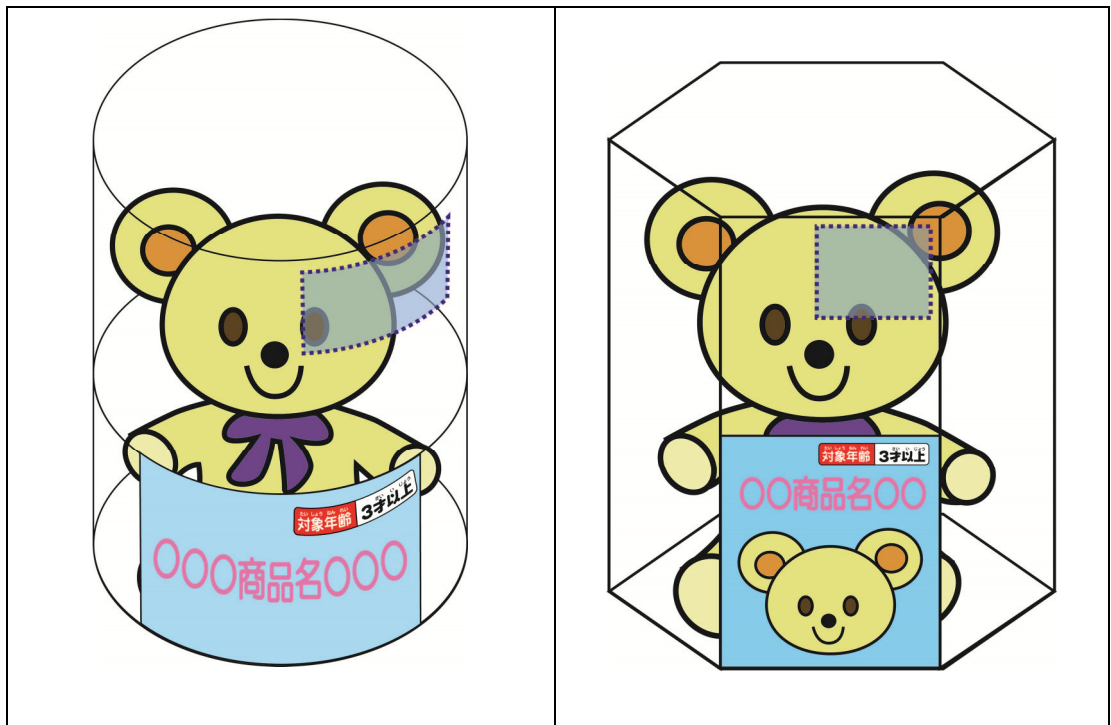
(問3) 「正面・右上」での表示が難しいときは、「正面のどこか」に表示するとあるが、「難しいとき」とはどのような場合か。

(その気になれば「正面・右上」に表示できるのではないか。)

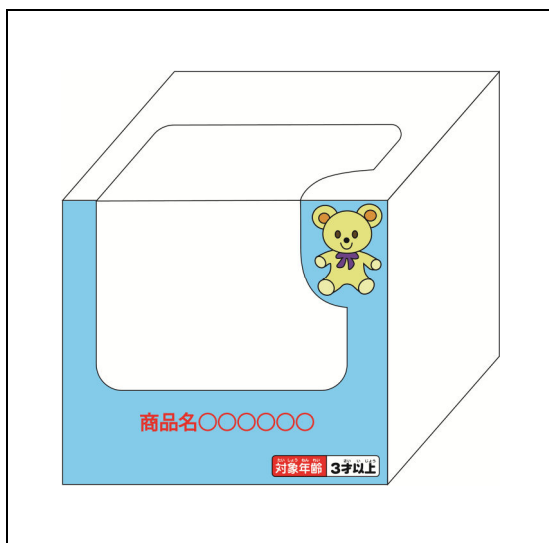
(答)

かなりの商品がパッケージの「正面・右上」に表示できるものと考えていますが、「正面・右上」での表示が難しいケースとして、次のような事例を想定しています。

- ① パッケージ「正面」のクリアウィンドウが「右上」までカバーしている
- ② クリアウィンドウが大きく、「右上」に十分なスペースが取れない
- ③ キャラクター画像が「右上」までかかっており、そこに対象年齢表示を入れると、キャラクター画像の重要部分（眼など）が隠れ、画像イメージに大きな影響を与える。



※ クリアウィンドウも「包装」(パッケージ)の一部になり、このケースでは、「正面・右上」点線箇所になる。このケースの場合は、下方にある台紙に表示して良い。(表示箇所は必ずしも台紙の右上でなくても良い。)

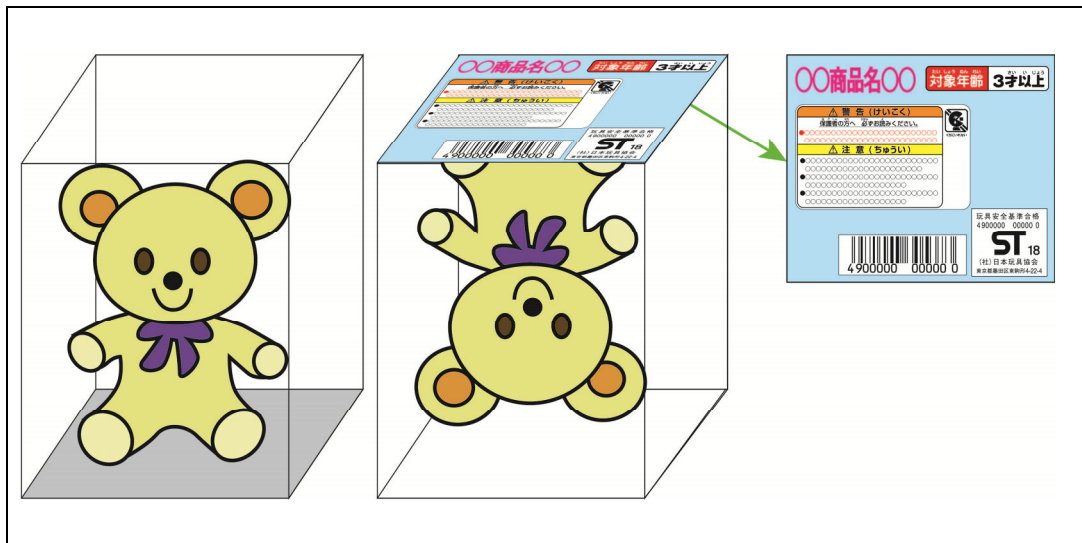


※ 包装の「正面・右上」に十分なスペースが取れないケース。

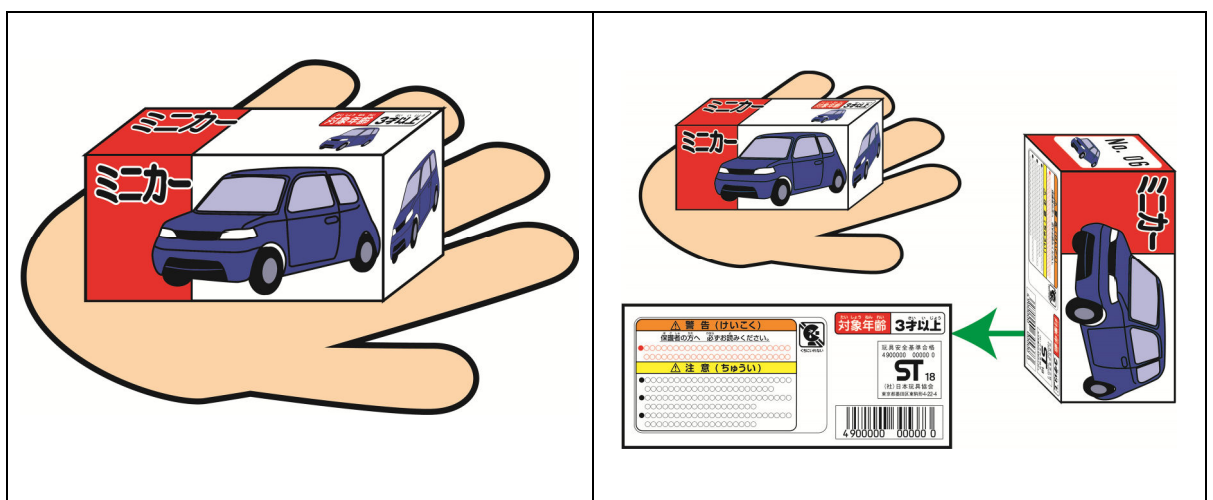
(問 4) 「包装が小さく、面積が不足して、正面に記載できない場合」とあるが、包装(パッケージ)が「小さい」「面積が不足」は、どの程度の大きさをもって判断するのか。

(答)

1. その正面に対象年齢表示を記載できない「包装の小ささ」や、「面積の不足」は、具体的には、次のような場合などが考えられます。
 - ① ミニカー(トミカなど)の箱など、包装自体が小さく、かつ、「正面」にある程度の大きさの画像情報が必要なため、「正面」に対象年齢を表示するスペースを確保することが難しいケース
 - ② クリアウィンドウが包装「正面」のほとんどを占めているケース
 - ③ 包装が透明なプラスチック製の箱であるケース



2. この場合、対象年齢は、「包装」の「側面」「上面」又は「裏面」(どうしても「底面」にしか記載できない場合は「底面」)に記載しても良いです。
 なお、できるだけ、STマークが表示されている「面」で、STマーク表示の近傍に対象年齢を表示することを推奨します。



※ 包装の「底面」で、STマーク近傍に対象年齢を表示するケース。

(問5) 対象年齢 3才以上 の表示について、「文字高」はどこを測るのか。

また、「大きな文字」と「小さな文字」が混在する場合、計測は、「最も大きい文字」、「最も小さい文字」、「平均」のうちのどれか。

(答)

1. 文字高は、文字の縦の高さを計測します。
2. 「対象年齢」も「3才以上」も、両方とも計測します。
3. 全ての文字が文字高の基準を満たしている必要があります。

なお、使用するフォントによる文字高のばらつきがある場合（例えば、同一のフォントで数字が漢字より文字高が小さい場合）、慣習による小さな表記（「ヵ月」「ヶ月」）、もともと文字高が規定のサイズに満たない文字（「～」）などにあつては、規定のサイズよりも小さくて構いません。

4. ルビは、文字高としてカウントされません。

対象年齢 3才以上

※ 数字の「3」は、他の文字(漢字)よりも高さが小さい(フォントは同じ)。

(問6) 「大きなウィンドウのある箱」「ブリスター形態」「ヘッダー+プラスチック袋(ポリ袋)」の包装の場合、面積をどのようにカウントするのか。

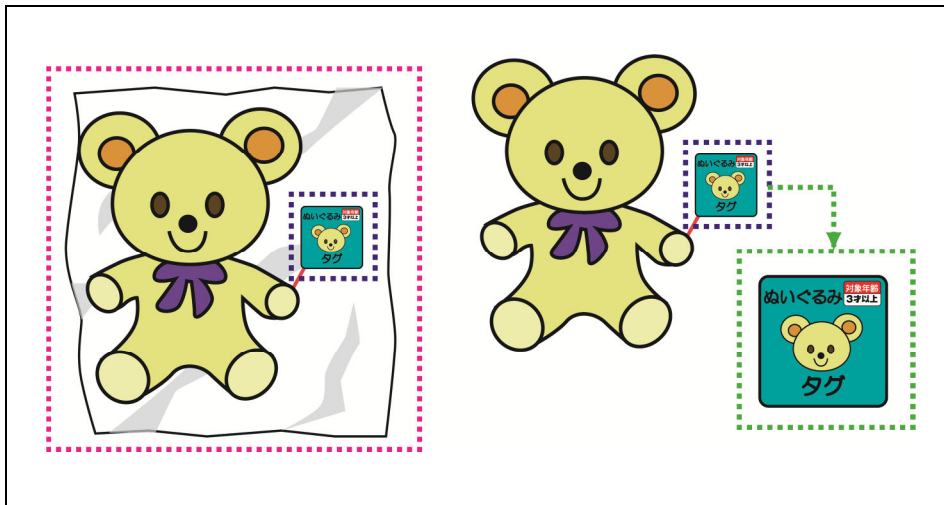
(答)

1. クリアウィンドウやプラスチック袋(ポリ袋)などの透明な部分も、包装の表示面積としてカウントします。



※ この例では、対象年齢の表示されている位置は、包装「正面・右上」と判断されます。

2. なお、表示タグ付の「ぬいぐるみ」を、単にプラスチック袋に入れただけのような場合は、プラスチック袋は、対象年齢表示に関して「包装（パッケージ）」として扱う（文字サイズを決める）必要はありません。



(問 7) 対象年齢をパッケージ「正面右上」以外の場所に表示する場合、ST 検査申請にあって、どのように申告すれば良いのか。

(答)

「正面右上」以外に表示をする場合は、ST 申請の備考欄に、「正面右上」以外の個所に対象年齢表示を表示する理由を記入して下さい。
なお、そのような場合、申請内容の適否の判断が必要な場合も考えられますので、時間的に余裕を持って申請頂くようお願いします。

(問 8) 判断が難しいケースが発生した場合、どこに相談すれば良いのか。

(答)

ST 指定検査機関を通して、又は、日本玩具協会事務局に直接に照会をお願いします。
なお、必要があるときは、ST 基準判定会議で検討して判断させていただきます。

(問 9) ST マーク既取得商品の対象年齢表示を改定 ST 基準に合わせて変更する場合、「改良申請」の手続を踏むことなく、各社において自主的に対応して良いとのことだが、対象年齢表示を変更するためにパッケージデザインのレイアウトも多少の変更を加える必要がある場合、「改良申請」の手続を踏む必要があるのか。

(答)

1. ST マーク既取得商品の対象年齢表示を改定 ST 基準に合わせて変更する場合、例えば、正面・右上に対象年齢表記箇所を確保するためにパッケージデザインのレイアウトを多少変更する必要があるようなケースの場合には、「改良申請」の手続を踏まずに、自主的に対応して頂いて結構です。
(レイアウトの変更にとまらず、パッケージデザインの内容に変更がある場合は、「改良申請」の対象となります。)

(問 10) 対象年齢表示の改定基準は何時から適用されるのか。

また、ST 更新商品については、適用開始から 2 年間、改定前の基準での対象年齢表示を認めるとあるが、具体的にはどのように申請すれば良いのか。

(答)

1. 対象年齢に関する改定 ST 基準は、平成 31 年 1 月 1 日以降に ST 検査の申請のあった商品から適用します。(ST マークの年表示は「19」からになります。)
2. なお、ST マーク既取得商品については、2 年間の適用猶予があります。(ST 更新検査は、次回の 1 回は現行の対象年齢表示のままで申請できます。)
更新品の場合、ST 申請様式の「旧受付番号」欄に「前回の ST 申請の際に検査機関から発番された受付番号」を記載して下さい。